

2024/04/17 14:16

Re: 西山家佛壇の移設について

弁護士 谷 直樹 info@n-inter-law.com

西山紀男様

お世話になっております。

下記の件に関し辻恭子氏の回答をお伝えいたします。

すでにお伝えしております通り、仏壇に関しましては恭子氏が故・キミエ氏より生前にこれを託されております。

法的には留太郎氏の逝去後、仏壇の所有権はキミエ氏に承継され、キミエ氏は生前にそれを恭子氏に譲渡したか、または民法 897 条 1 項但し書きに基づいて承継者を恭子氏と指定したものであるというのが当方らの認識です。

したがって仏壇の所有権を有することを理由とする紀男様の下記ご要望に応じることはできません。

なお、恭子氏としては自らの死去後は仏壇を紀男様（またはその指定する方）に引き渡されることについては特に異論はありません。

ただ恭子氏の存命中は故・キミエ氏の遺志に沿って仏壇を手元に置きたいというのがその考えです。

何卒ご賢察のほどよろしくお願いいたします。

弁護士 谷 直樹

From: 西山 紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Sent: Wednesday, April 10, 2024 11:19 AM

To: 弁護士 谷 直樹 <info@n-inter-law.com>

Cc: 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>

Subject: 西山家佛壇の移設について

宛先： 辻恭子代理人弁護士 谷 直樹 様

写し： 岩永新富法律事務所弁護士 岩永 隆之 様

写し： 西山 円 敬子

当佛壇は、祖父 西山庄三が新設し、庄三の死後、父 留太郎が継承しました。留太郎の死後、紀男へと引き継がれ、母 キミエが長崎市泉の居宅で守ってきました。

昨年7月、母が逝去した後も引き続き長崎市泉に置かれています。

母の一周忌を迎えるにあたり、所有権を有する紀男が引き取り、

修理移設いたします。

4月の年度替わりから5月の連休と人の移動が多い時期を避け、5月～6月の時期に実施いたします。

京都の仏具店の移設体制の都合があることから、具体的な搬出の日時は追って連絡いたします。

この時期に長期の不在、都合の悪い日、等ありましたら、谷弁護士を通して速やかにお知らせくださいますようお願いいたします。

取り急ぎご連絡いたします。

道後湯之町 西山紀男

--

+++++++ 媛の早起き鳥 ++++++

+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>

+++++++